

# 中央公園除草その他業務仕様書

## 1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和3年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること

## 2 業務対象

中央公園除草その他業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙中央公園除草その他業務施行計画表のとおりとする。また、数量は別紙中央公園除草その他業務数量表のとおりとする。

## 3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

## 4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

## 中央公園除草その他業務概要

### 1 目的

中央公園の公園緑地機能を保つために、除草を行うものである。

### 2 業務概要

#### 1) 芝草刈

##### ・芝草地

回数：B 基町環境護岸 9,163 m<sup>2</sup> (4回)

B 基町環境護岸 1,876 m<sup>2</sup> (3回)

A 二の丸内堀周辺 (5回)

A の芝草地 (5回)

B,C1,C2,C3 の芝草地 (4回)、C3 芝生縁切 (2回)

#### 2) 除草

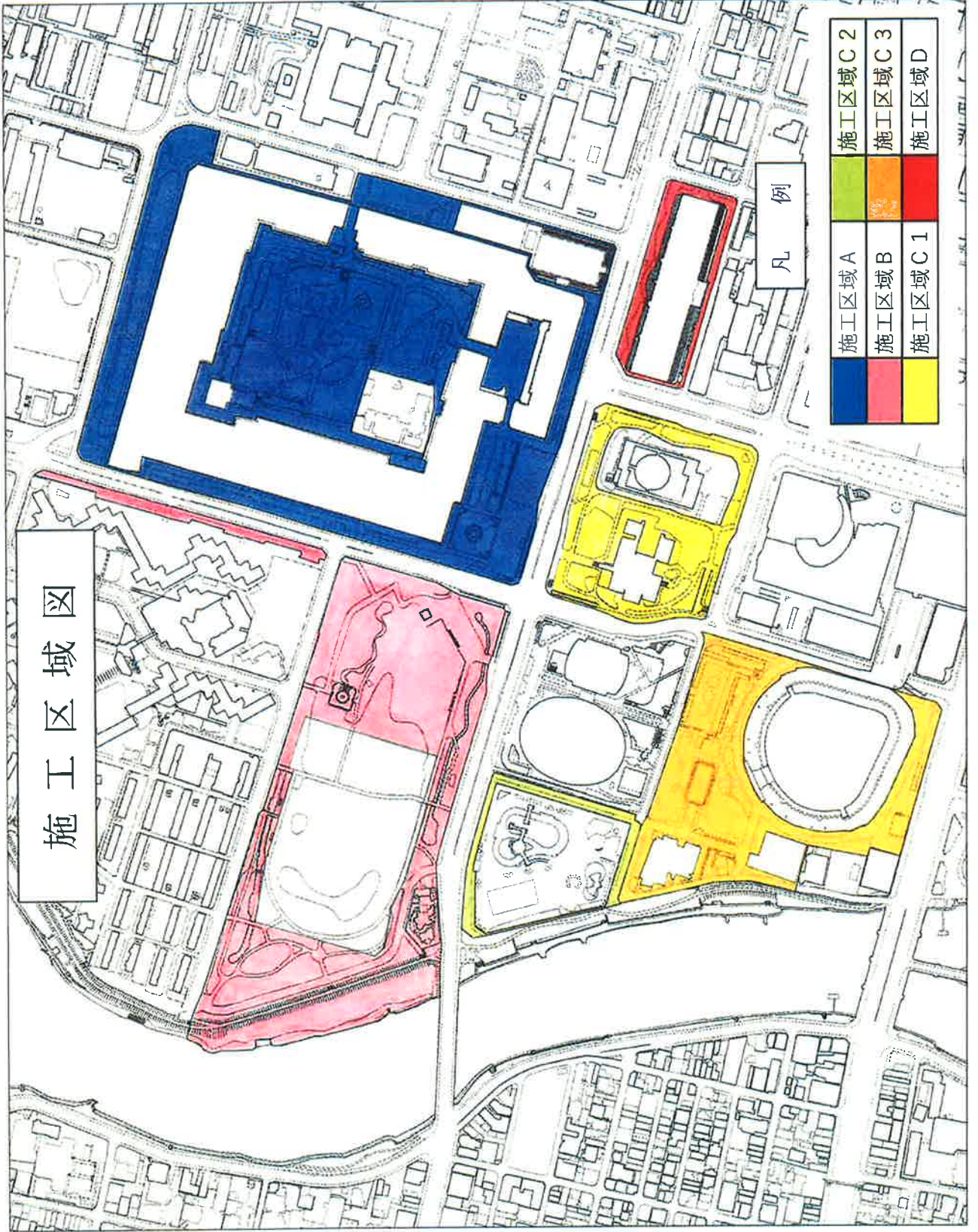
##### ・植樹帯の抜根除草

回数：B 中国庭園内 (5回)、A,B,C1,C2,C3,D (4回)

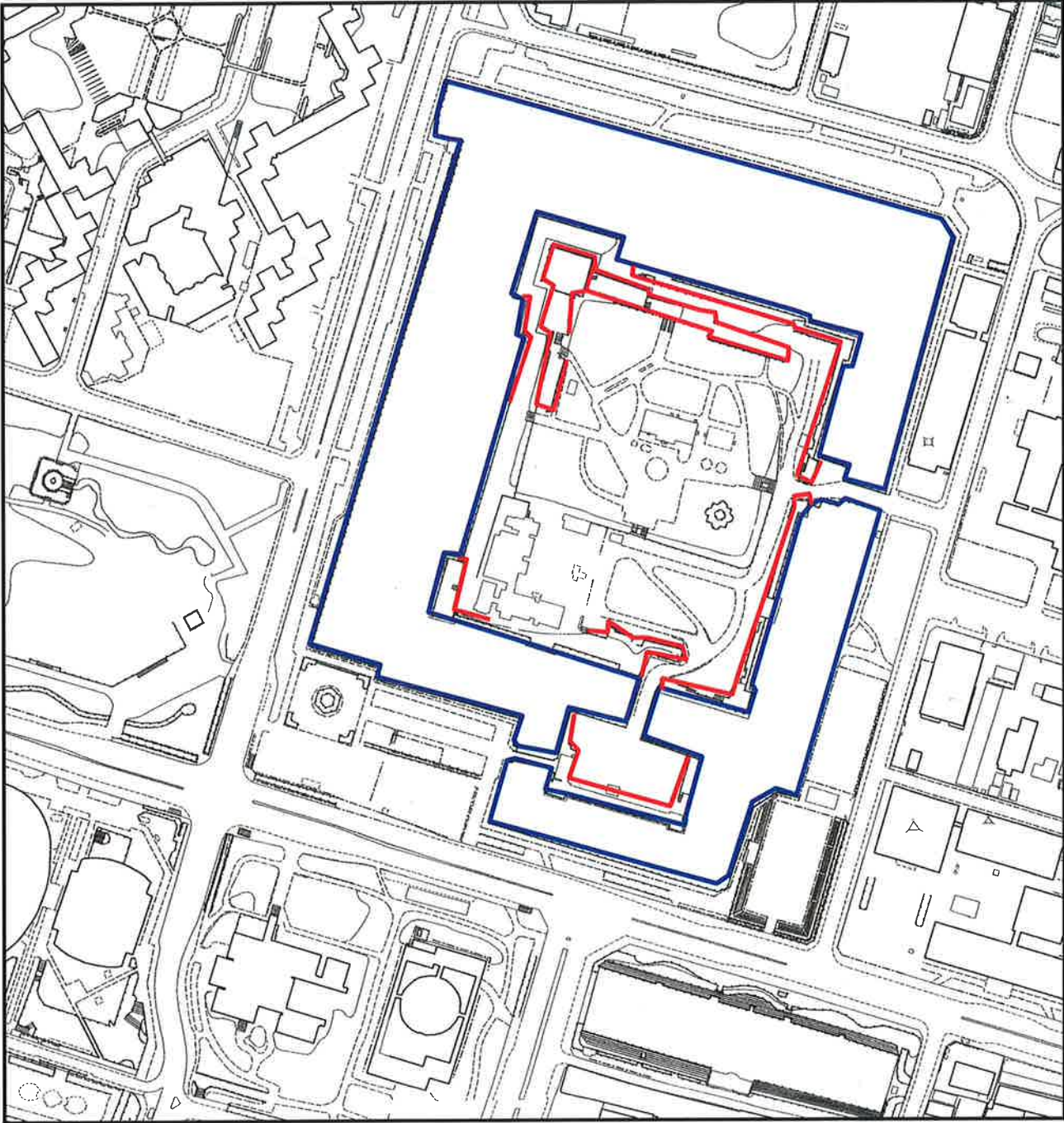
##### ・石垣の抜根除草

回数：A 城壁 (3回)、A 内堀壁 (3回)


施工区域图



施工箇所図 (施工区域A 石垣)



凡 例

	城壁
	内堀壁



中央公園除草その他業務数量表

区分	種別	数量(A)	中央公園					回数(B)	年間管理数量 (A)×(B)
			A	B	C1	C2	C3		
芝草刈	芝草地	9,163 m <sup>2</sup>	9,163					4	36,652.0 m <sup>2</sup>
	小型乗用式草刈機(基町環境護岸)	1,876 m <sup>2</sup>	1,876					3	5,628.0 m <sup>2</sup>
	芝草刈(基町環境護岸)	1,330 m <sup>2</sup>	1,330					5	6,650.0 m <sup>2</sup>
	芝草刈 二の丸内堀周辺	15,010 m <sup>2</sup>	15,010					5	75,050.0 m <sup>2</sup>
	芝草刈 二の丸内堀周辺以外	15,802 m <sup>2</sup>	8,932	4,370	190	2,310		4	63,208.0 m <sup>2</sup>
	〃 その他	90 m				90		2	180.0 m
植樹帯	芝生縁切	660 m <sup>2</sup>	660					5	3,300.0 m <sup>2</sup>
	抜根除草(B7ブロック中国庭園内)	20,980 m <sup>2</sup>	5,600	3,420	1,840	4,410	2,180	4	83,920.0 m <sup>2</sup>
石垣	〃	760 m <sup>2</sup>	760					3	2,280.0 m <sup>2</sup>
	城壁	2,850 m <sup>2</sup>	2,850					3	8,550.0 m <sup>2</sup>
	内堀壁								

備考